

埼玉県自然学習センターの2階を展示スペースとして利用する場合の考え方

【20250103版】

■基本事項

- ・お申し込みや開催に当たっては、主催者及びすべての出品者がこの「考え方」を十分に理解し、それを守ってください。
- ・展示内容は、センターの設置目的に沿ったもので、非営利とします。ルールやマナーに反する方法で撮影した写真や、展示することにより館内の他の利用者や施設自体に影響を及ぼすものなどは、展示できません。
- ・作品の保護および展示会中の安全は、展示会希望者が責任を持って行ってください。開催期間中、関係者が会場に常駐することは必須ではありませんが、不在中に作品に損傷が発生しても、指定管理者は責任を負いません。
- ・催事、展示物に起因する事件・事故については、主催者の責任で処理してください。

■2025年の利用期間

- ・2025年2月18日(火)から5月29日(木)の間で、休館日および4月25日(金)から5月13日(火)を除く日。
- ・時間 9時から17時(準備や片付けもこの時間内としてください)
- ・同じ展示会希望者による展示会は、期間中の4日以上15日以内とし、2025年内の1回に限ります。日数のカウントには休館日も含みます。
- ・展示会の設営は、できるだけ開館日の平日にお願いします。撤去は、開館日の土日祝日の午後を避ける時間帯に設定してください。この条件に合わない場合は事前にご相談ください。

■展示会開催希望の手続き

- ・展示会希望者は、1月4日(土)から1月10日(金)の間にセンターにお電話でお問い合わせください。
- ・開催日程は指定管理者が調整して決めます。指定管理者が展示会希望者側に提示した期間に希望者が同意した場合にのみ、開催することができます。
- ・前述のエントリー期間を過ぎた後、空いている期間に新規の希望者から開催の相談があった場合には、追加で受け入れる可能性があります。

■使用条件

- ・2階は展示会の専用スペースではないことを基本とします。休憩、窓の外の観察、雨天時の団体利用者の食事スペースとしての利用、畳・絵本コーナーの利用者等の行動を妨げな

いようにしてください。大声・長時間の談笑、過度な勧誘、芳名帳への記載の強要と受け取られる行為がないようにしてください。守られない場合は会期中で中止とするとする場合があります。

- ・展示できる物の基本は、パネルへの掲出および机の上に置くことが可能なものとし、音が出るもの、強いにおいを発するもの、飛散する物は展示・配置できません。
- ・利用できるスペースは、2Fの手すりに沿って設置するパネル8枚および机数本のスペースに限ります。場所や配置は指定管理者側の指示に従ってください。
- ・開催期間中、指定管理者側は貴重品や個人情報の預かりは行いません。
- ・展示品や梱包材等の物品の預かりは倉庫3に収納可能な範囲で受け付けます。預かりを希望する場合には、事前に電話で相談し日時を予約してください。預かり可能かどうかの判断は指定管理者が行います（開館の前後やイベント開催時をはじめとして、スタッフが少ない、または忙しいタイミングは少なくともお避け下さい。また、預かり期間が長い場合や、引き取り時期が未定な物品はお断りします）ので、展示会希望者は預かりを強要しないでください。
- ・展示会の広報は、展示会希望者側が行ってください。
- ・施設内にポスター・チラシ等を掲出・配架するにあたっては、あらかじめ指定管理者側の許可を得てください。
- ・清掃は展示会希望者が行ってください。
- ・展示において、寄付を募ること、物品の販売およびその宣伝はできません。
- ・次年度も同じ条件で展示会を開催することは確約できません。